平成２２年（フ）第８２７６号
東京都足立区千住宮元町18―10
債務者　深瀬　淑子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２７７号
東京都板橋区上板橋３丁目５－５―103
債務者　大西　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２７８号
東京都江戸川区南小岩６丁目１―10
債務者　小野　文哉
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２７９号
神奈川県川崎市中原区苅宿47―10―404
債務者　小林　浩美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２８２号
東京都中野区上高田１丁目24―３　東海マンションＡ棟202
債務者　横瀬　晃世
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２２号
横浜市西区平沼１丁目21番20―701号
債務者　太田　雅廣
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５１号
横浜市戸塚区平戸町305番地１
債務者　新関　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７号
石川県七尾市藤橋町巳部39番地１　エクセランⅡ　102号
債務者　水口　達男
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１６２号
岡山市南区浜野３丁目17番５号
債務者　長船　直康
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１号
岡山市中区神下273番地
債務者　西﨑　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５７号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目７番12号
債務者　岸本満由美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７２号
岡山県和気郡和気町和気777番地５
債務者　彌元　美和
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７号
熊本県山鹿市山鹿524番地２
債務者　柿本　益男
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
東京都国分寺市本多３丁目１番14号オーク・アベニュー101
債務者　仲澤　タケ
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４８号
東京都世田谷区代沢２丁目48番22号メゾン光星206
債務者　宮武　清美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３８号
東京都狛江市猪方１丁目４番４号協和ハイツ201
債務者　高安　利幸
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部